

川西町行政視察の受入れ等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西町(以下「町」という。)が行政視察(以下「視察」という)を受入れ、保有する行政情報を提供する際の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 視察の受入れ、視察及び費用の徴収に関する対応は、当該視察の目的事項を所管する課等(以下「所管課」という。)において行う。

(申請)

第3条 視察を希望する者(以下「視察者」という。)は、山形県川西町行政視察申込書(別記様式)を所管課に提出するものとする。

(受付)

第4条 所管課は、受け入れることとした視察者に対し、視察資料代(以下「費用」という。)を含む視察の対応に係る必要な事項を通知するとともに、町内の宿泊施設等の紹介を行うものとする。

2 所管課は、円満な視察の受入れを行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(費用の徴収等)

第5条 町は、費用として、次の各号に掲げる額の合計額を徴収する。ただし、視察の過程において有料施設入館料が発生した場合は、当該実費について別途徴収する。

(1) 基本額は、視察1件につき3,000円とする。ただし、町内で宿泊又は食事をすることは、基本額を免除する。

(2) 前号のほか、資料代として、視察者1人当たり500円を徴収する。

2 費用は、当該視察が終了したのち、町が請求書を発行の上、徴収する。

3 費用負担の庶務は、所管課が処理する。

(免除)

第6条 次の各号に掲げる視察者は、前条の規定による費用を免除することができる。

(1) 国又は県の機関、国又は県の公選職等

(2) 置賜管内の市町

(3) 全国川西会議(ネットかわにし)の構成市町及び東京都町田市

(4) その他町長が免除が適当と認めたもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。